

平成29年7月18日

「働き方改革」の加速に向けた取組みについて

～「プラチナくるみん」の取得及び埼玉労働局との「働き方改革にかかる包括連携協定」の締結～

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、かねてより積極的に取組んでおります「働き方改革」の一層の推進を図るとともに、埼玉労働局（局長 荒木 祥一）との連携のもと、埼玉県における「働き方改革」の加速に取組んでまいりますので、お知らせいたします。

当行では、平成22年及び平成27年の2回にわたり、埼玉労働局より「次世代育成支援対策推進法（次世代法）※」に基づく認定「くるみん」を受けておりますが、平成29年6月30日（金）、より高い水準で取組みを進めている企業に対する特例認定「プラチナくるみん」を受けました。

また、平成29年7月25日（火）には、地元企業の「働き方改革」促進に向けた「働き方改革にかかる包括連携協定」を埼玉労働局と締結します。

今後も当行では「働き方改革」の推進に向け、さまざまな取組みを行ってまいります。

1. 次世代法に基づく特例認定「プラチナくるみん」の取得

当行が積極的に取組んでいる「多様な人材が活躍できる職場作り」や「ワークライフバランスの推進」、「生産性の高い働き方の追求」の取組みが評価され、「子育て支援の分野」で特例認定を受けたもので、県内の金融機関では初となります。

今後は、当行の取組みに基づくノウハウを地元企業と共有していくことなどを通じ、埼玉県における「仕事と子育ての両立」に向けた取組みを支援してまいります。

2. 「働き方改革にかかる包括連携協定」の締結

地元企業の「働き方改革」の促進をサポートすることを目的として、埼玉労働局と「働き方改革にかかる包括連携協定」を、以下のとおり締結いたします。県内ネットワークを有する当行と労働や雇用について知見を有する埼玉労働局が連携し、働き方に関する様々な情報を提供するなど、地元企業の成長支援に取組んでまいります。

（1）連携及び協力事項

- ・労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
- ・雇用の促進及び安定に関すること
- ・人材育成に関すること
- ・多様な働き方に関すること
- ・労働局の施策のPRに関すること

（2）具体的な取組み

- ・共催によるセミナーの開催
- ・取引先に対して働き方改革に関する国の各種助成金等の支援策の周知
- ・「働き方改革」の好事例の収集や情報の提供

（3）締結式

- ・日 時 平成29年7月25日（火） 10:00～
- ・場 所 武蔵野銀行 本店 3階会議室
- ・出席者 武蔵野銀行 頭取 加藤 喜久雄、埼玉労働局 局長 荒木 祥一

以 上

報道機関からのお問い合わせ先
人 事 部 谷口、折戸
TEL (048) 641-6111 内線 2280、2293



※次世代育成支援対策推進法

次世代法(平成17年施行)は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を創るため、企業が国や地方公共団体と共に担う責務を定めており、一定の基準を満たすと認定マーク(くるみん)が付与される。

さらに、平成27年4月からは、配偶者が出産した男性従業員の育児休業取得が一定割合である等、さらに高い水準で取組を進めている企業に対する特例認定マーク「プラチナくるみん」が新設された。

【認定マーク(くるみん・プラチナくるみん)】



認定マーク
←「くるみん」

特例認定マーク

『プラチナくるみん』→

